

津島市と同朋大学との連携・協力に関する協定書

津島市（以下「市」という。）と同朋大学（以下「大学」という。）は、相互の立場を尊重し、人的・地域資源の活用を図り、対等・平等の理念のもとに多様な分野で連携・協力していくため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が包括的な連携・協力のもと、まちづくり、生涯学習、文化、福祉など多様な分野で相互に連携・協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 市及び大学は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 地域のまちづくりの推進・活性化
- (2) 歴史文化を生かした地域振興
- (3) 学校教育、生涯学習、文化、スポーツの振興
- (4) 福祉、健康づくり、地域医療の増進
- (5) 学生ボランティア等の活動及び地域コミュニティとの活動
- (6) 持続可能な社会、多文化共生社会の構築
- (7) 地域防災の強化
- (8) 津島市の行政、福祉施設、企業でのインターンシップの実施
- (9) 津島市の企業への就職紹介
- (10) 前1号から9号までのための人材育成
- (11) その他必要と認める事項

（窓口）

第3条 本協定にもとづく連携・協力推進のため、両者に事務担当窓口を設定し、計画的に推進する。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期限満了の1箇月前までに、市または大学から異議申し立てがない場合は、1年ごとに自動更新する。

（機密保持）

第5条 市と大学は本協定に基づく活動により相手から知りえた機密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について機密保持義務を負うものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 本協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的な事項及び成果の利用条件等必要な事項については、両者が協議して別に定めるものとする。

この協定書は2通作成し、両者がそれぞれ1通を保有する。

平成27年6月5日

津島市
市長

日比一眼

同朋大学
学長

浅野玄誠